

◆双葉町復興町民委員会設置要綱

平成27年7月1日

要綱第14号

(設置)

第1条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から4年が過ぎた中、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、避難先における町民一人一人の生活再建と町民のきずなの維持・発展に関する取組や、町の復興に向けたビジョンとして策定された「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に書かれた施策の具現化に向けた意見等を求めるため、双葉町復興町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、双葉町復興まちづくり計画（第一次）及び同計画に基づいて策定された復興に関する計画（以下「復興計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について検討を行い、町長に報告するものとする。

- (1) 町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること。
- (2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組に関すること。
- (3) 町の復興・再興に向けた取組に関すること。
- (4) その他復興まちづくり計画に掲げられた施策の推進方策に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に関する提言が完了する日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会に、復興計画に対する助言又は意見を聞くためアドバイザーをおく。

- 2 委員会は必要に応じて町民等に意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして出席させることができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる事項について検討するため、委員会に部会を置く。

2 第3条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

3 部会長及び副部会長は委員会に出席し、検討状況を随時委員会に報告する。また、検討が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

(分科会)

第8条 部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会は、帰属する部会の部会員により構成されるものとする。

3 分科会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、部会に準ずる。

4 分科会での検討が終了したときは、その結果を帰属する部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会、部会及び分科会（以下「委員会等」という。）の庶務は、関係課の協力を得て復興推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 双葉町復興推進委員会設置要綱（平成25年10月1日要綱第10号）は、廃止する。